城陽市立古川小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめを許さない学校づくりのために

- ①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ③児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が 認識する。
- ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員 自身が児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする ことがないようにする。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、 折に触れて必要な指導を行う。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教 職員で共有する。
- ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し全教職員の 共通理解のもと、迅速に対応する。

を目的とし、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に 推進するため、「古川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- (1) すべての児童が、いじめに巻き込まれる可能性を認識している。
 - →全員対象に事前の働きかけ、取組の実施
 - →安心・安全に学校生活を送れること
 - →規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- (2) 教職員が、日々の学校生活の改善を意識している。
 - →わかる授業づくり(すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫)
 - ※気になる児童へのスキル訓練は治療的予防で、すべての児童を対象に行う未然防止の働きかけ(=教育的予防)とは異なる
- (3) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。 →特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立っての指導
- (4) 学校全体として、各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の 機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。
- (5) 道徳や学級活動の時間等にいじめにかかかる問題を取り上げ、指導を行う。
- (6) 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行う。
- (7) 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極 的な推進を図る。
- (8) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく、判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から児童との信頼関係を構築し、児童が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間間係の醸成に努める。
- (2) 児童の生活実態について、たとえば聞取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく 把握に努める。(いじめアンケートの実施)
- (3) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- (4) 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (5) いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。
- (6) 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。
- (7) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- (8) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

4 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- (2) いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。 また、安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた支援を行う。 また同時に、その保護者に対する支援を行う。
- (3) 児童へのいじめ問題の聴き取りは、いじめを受けた児童だけでなく、いじめを行った 児童や周辺の児童からも丁寧に聴き取りを行う。
- (4) いじめを行った児童に対してはいじめに至った要因や背景を把握し、抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。

(その際、いじめを知らせた児童への圧力の防止に留意する)

- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、い じめを受けた児童・保護者に対する報告・支援と、いじめを行った児童への指導とその 保護者への報告・支援、該当クラス児童への指導を継続的に行う。
- (6) いじめを見ていた周辺の児童 (傍観者・観衆) に対しても児童 (仲裁者・相談者) に 転換できるよう指導を行う。
- (7) いじめを受けていた児童等が安心して教育を受けるための必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。いじめの事実が確認された(疑いも含む)場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害児童の安全を確保し、加害児童に対しては教育的配慮の下、適切に指導にあたる。

5 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・生徒指導主任・スクールカウンセラー・養護教諭等で構成する校内組織「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は、検討事項に応じた関係教職員を招集して定期的に開催する。年度末及び年度初めには、委員会の構成員及び関係職員で学校いじめ防止対策委員会を開催し、年度内に発生した案件について次年度の関係職員に確実に引き継げるようにする。また、学校にいじめ相談窓口を設け、教頭・生徒指導主任・養護教諭等を担当とし、児童及び保護者が常時相談できる体制を整える。

6 重大事態への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。児童支援部を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。

- (1) 学校で行う調査の状況(方法や結果等)については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 その他

発生した各事案に応じた、その他必要な措置、対処、対策を講じる。